

平成23年4月25日

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7-16-11

株式会社メイション 御中

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネット

理事長 杉浦 市良

(連絡先) 〒464-0824 名古屋市千種区稲舟通り

1丁目39番地 生協生活文化

事務局長 外山 孝司

(TEL: 052-781-6161、FAX: 052-781-88

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、今般、貴社のホームページの表示や貴社が定型で利用されている契約書ないし利用規約につき、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、消費者契約法その他の法律に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れないしお問い合わせをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成23年5月25日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

お問い合わせ及び申入れ事項

第1 貴社の運営するスマートウェディングと称する事業に関するホームページその他 電車内広告などの表示について

「スマ婚」ページ (<http://smakon.com/>)，及び電車内広告等におけるサービス料金に関する下記表示につき，次のとおり申し入れします。

「挙式+披露宴=16.8万円」等

(1) 申入れの趣旨

貴社の運営するサービス「スマ婚」システムを利用すれば，あたかも通常の結婚式費用と比較して著しく低廉な価格で結婚式を挙げられるかのような表示を停止してください。

(2) 申入れの理由

ア 貴社は，貴社の運営するサービス「スマ婚」システムを利用することで，上記のとおり，「挙式」と「披露宴」を，併せて「16.8万円」で開催できる旨表示しています。

また，「挙式+披露宴=16.8万円のヒミツ」のページをクリックすると，「従来の結婚式総費用を約半額に！」(http://smakon.com/smart_wedding/index.html)と
いった記載も見られます。

イ しかしながら，貴社が定型で使用する「SMART WEDDING PRICE LIST」によれば，席次表，お色直し代，ウェディングフォトないしムービー代及びキャンドル代など，通常の結婚式で利用されるサービスのうち相当数のものが，16万8000円のプランに含まれていません。

また，結婚式において，衣装のレンタルがなされることが通常であるところ，当該レンタル費用は，結婚当事者のみならず親族の貸衣装代も含めると，少なくとも数十万円はかかるものです。さらに，通常の結婚式であれば，引き出物などの費用もかかるでしょう。

以上からすれば，16万8000円で結婚式を挙げることなどおよそ不可能であり，場合によっては100万円以上もの追加料金が生じることもあり得ますから，「挙式」と「披露宴」とを，併せて「16.8万円」で行い得るとする貴社の前記ホームページ上の表示は，明らかに事実と反しています。

ウ また，「従来の結婚式総費用を約半額に」との表示も，何ら具体的な根拠は認められませんから，通常の結婚式費用と比較して著しく低廉な価格で結婚式を挙

げられるとは、到底思われません。

エ 従いまして、貴社のホームページや電車内広告等における結婚式費用に関する上記表示は、貴社を利用したうえでの役務ないし商品の価格（結婚式費用）につき、貴社を利用せずに同種の役務ないし商品を提供する他の事業者（結婚式場、司会者、花屋、貸衣装屋、写真屋及び引き出物を提供する業者等、結婚式に携わる事業者全般）よりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される不当な表示（景表法4条1項2号、同法10条2号）に該当するものといわざるを得ません。

つきましては、貴社を通じた結婚式費用が、あたかも標準的な結婚式費用と比較して著しく低廉であるかのような表示を停止するよう申し入れます。

第2 挙式披露宴契約書の契約条項について

貴社が使用している挙式披露宴契約書の契約条項のうち、第4条につき、次のとおりお問い合わせします。

第4条【中途解約】

1 甲は、本契約及びその他挙式披露宴に関わる契約のすべてを甲の都合で解約をする場合、連帯してキャンセル料を乙に支払うものとし、なお、詳細は利用規約をご確認ください。

2 キャンセル料の額は下記のとおりです。

【キャンセル料一覧】

契約締結日～予約確定日まで	5万円
予約確定日～90日前日まで	最終見積額の20%+お内金
開催89日前～60日前日まで	最終見積額の40%+お内金
開催59日前～30日前日まで	最終見積額の60%+お内金
開催29日前～8日前日まで	最終見積額の80%+お内金
開催7日前日～開催当日	最終見積額の100%+お内金

- 注) i ご契約時にお支払いいただいたお内金の¥168,000はキャンセル料に充当いたします。
- ii 最終見積額は婚礼解約申出書が提出された日を基準としてもっとも新しい見積書を基に決定されます。
- iii 予約確定日とはお内金の¥168,000の振込が確認できた日とします。

1 お問い合わせの趣旨

①契約締結日～予約確定日まで、②予約確定日～90日前日まで、③開催89日前～60日前日まで、④開催59日前～30日前日まで、⑤開催29日前～8日前日まで、⑥開催7日前日～開催当日の、各段階において、各キャンセルがなされた場合、貴社にとって、通常いかなる損害が生じるのか、①乃至⑥の各段階に分けたうえで、

それぞれ、具体的な費目及び最終見積額に応じたおおよその割合的金額をご回答ください。

2 お問い合わせの理由

(1) キャンセル料の定めと消費者契約法9条1号

利用者による取消（キャンセル）の場合の取消料（キャンセル料）を定める本条項は、消費者契約法9条1号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項」にあたりますので、解除の事由、時期等の区分に応じ貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えて消費者にキャンセル料を負担させることになる部分は無効となります。

そして、貴社の使用する契約書第4条が定めるキャンセル料は、以下のとおり、平均的な損害の額を超えているのではないかとの疑いが存しますので、上記ご回答を求める次第です。

(2) 契約締結日から予約確定日までの取消料について

契約締結日から内金16万8000円が振り込まれるまでの期間は、貴社の契約書第3条2項によれば、わずか7日間以内に過ぎません。

この間に取消があった場合に、貴社に5万円もの損害が生じるとは到底考えられません。

(3) 予約確定日から90日前日までの取消料について

この場合の取消料については、一律最終見積額の20%+16万8000円とされています。

ゆえに、いったん申込みを行い、内金16万8000円を振り込んだ後、90日以前であれば、その時期にかかわらず一律に上記取消料が発生することとなります。

しかしながら、申込み及び内金の振り込みがなされたとしても、他の利用者により同じ日時での申込みがなされれば、貴社には申込み手続に要した実費を超える損害が発生することはないはずです。

この点、例えば挙式の1年以上前など相当早い時期の申込み及び内金の振り込みが、内金振込後間もない時期にキャンセルとなったような場合には、その後、新たに別の利用者による申込みが入る可能性は極めて高いと考えられます（社団法人プライダル事業振興協会による平成19年度中小企業活路開拓調査・実現化事業・消費者契約法の施行に係る結婚式場・披露宴会場約款の見直しに関する調査研究報告書（以下単に「協会報告書」といいます。）に掲載されているアンケ

ート結果においても、1年以上前の予約申込みは全体の5.8%にすぎず、挙式の94.2%が1年以内の時期の予約申込みとされています。)。なお、結婚式場利用規約の取消料条項が消費者契約法9条1号により無効であるとして申込金の返還を命じた東京地方裁判所平成17年9月9日判決（判例時報1948号96頁）も、挙式の1年以上前にキャンセルされた事例につき、1年以上前の日に挙式等が行われることによって利益が見込まれることは通常は予定しがたいこと、新たな予約が入ることも十分期待しうる時期にあること等を理由に、「平均的な損害」として具体的な金額を見積もることができないと判示しています。

そして、申込み手続に要する実費として、最終見積額の20%及び16万8000円もの費用が必要となるとは一般的と考えられません。

したがって、時期にかかわらず、申込み及び内金振込日から90日前までの時期は、一律に最終見積額の20%及び16万8000円をキャンセル料として徴収する本条項は、その解約の時期によっては、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」を超える疑いが強く存します。

(4) 89日前から当日までの取消料について

89日前から当日までの貴社の取消料についても、最終見積額の4割から10割に当たる金額及び内金16万8000円もの損害が貴社に発生するのか、疑問が残らざるをえません。

また、貴社の契約書によれば、「開催7日前～開催当日」までのキャンセル料を「最終見積額の100%+お内金」と規定しています。つまり、挙式の7日前以降のキャンセルの場合、利用者は、一律に、予定どおり挙式を執り行った場合と同じ金額をキャンセル料として支払わなければならないこととなります。

しかしながら、実際に挙式を執り行わない以上、例えば、仮に当日のキャンセルであったとしても、再販が可能な種類の食材・飲料など、貴社が支出を免れることのできる費用が想定できるはずですし、前日のキャンセルであれば、キャンセルの意思表示がなされた時間帯によっては、飲食代などの費用支出を免れることのできる費目もあると考えられ、さらに時期が早まれば、そうした費目は増えていくはずですが。

したがって、現実に挙式をしていないにもかかわらず、7日前以降は一律に挙式した場合と同額のキャンセル料を利用者に負担させる本条項は、平均的な損害を超えて損害賠償額を予定している疑いが強いといわざるをえません。

第3 挙式披露宴利用規約の条項について

貴社が使用している挙式披露宴利用規約（ただし、平成22年7月10日版）につき、次のとおりお問い合わせないし申入れします。

1 第7条【予約人数の確定】について

- 1 甲は挙式披露宴開催の21日前までに確定した予約人数を乙に通知します。乙は通知を受けた後、会場に対して最終の開催確定通知（以下「確定通知」という）を行います。
- 2 略
- 3 確定通知後の予約人数の変更はできません。また、挙式披露宴に欠席者が出た場合でも、料金の減額はせず確定した予約人数分の料金を甲にお支払いいただきます。
- 4 略

(1) お問い合わせの趣旨

①本条第1項及び第3項における「確定通知」の内容、②仮に挙式予定日の60日前に「確定通知」を送ったとして、その後すぐに人数が減り、貴社にその旨を伝えた場合でも、利用者はその減った人数分の料金を支払わなければならないのか否か、③確定通知後に人数が減ったすべての場合に、必ず、減った人数分の料金を支払わなければならないのか否か、④挙式披露宴予定日の3週間以上も前までに人数の確定をしなければならない理由につき、各ご回答ください。

(2) お問い合わせの理由

第3項の記載によれば、同条項は、違約金ないし損害賠償額の予定額を定めたものと解されますので、消費者契約法9条1号違反を検討するにあたり、「確定通知」の内容及びその後の人数減の場合の運用が明らかとされる必要があるため、ご回答を求める次第です。

2 第8条【開催日時の変更】について

- 1 甲は、やむを得ない事情により挙式披露宴の開催日時を変更したい旨を挙式披露宴開催日の30日前までに乙に申し出たときに限り、所定の変更手数料を甲が支払うことを条件に、開催日時の変更をすることができます。但し、すでに決定している会場、司会者その他のサービスを提供する事業者（以下、「サービス事業者」という）の都合によりその変更に応じることができない場合があります。その際、会場・サービス内容・サービス事業者の変更を要しますので、甲にその旨ご了承ください。
- 2 略
- 3 甲は、前項の通知の内容を確認したうえで変更を希望する場合は、その通知した日から2日（開催89日前以降は翌日、但し、金融機関の休業日を除く）以内に乙が本件契約で指定した口座に振り込む方法により変更手数料の支払いが必要となります。なお、変更手数料の支払いが遅れた場合は、その変更の申し入れを無効とします。
- 4 変更手数料は下記のとおりです。

契約締結日～予約確定日まで	なし
予約確定日～90日前まで	最終見積額の20%
開催89日前～60日前日まで	最終見積額の40%
開催59日前～30日前日まで	最終見積額の60%
開催29日前～開催当日	原則、変更することはできません

- 注) i 手数料の額は、開催日変更の申し入れが乙に到達した日を基準とします。
 ii サービス事業者の変更手数料の額は各サービス事業者の規定によります。

(1) お問い合わせの趣旨

ア ①契約締結日～予約確定日まで、②予約確定日～90日前日まで、③開催89日前～60日前日まで、④開催59日前～30日前日まで、⑤開催29日前～開催当日の、各段階において、挙式披露宴の開催日時の変更がなされた場合、貴社にとって、通常いかなる損害が生じるのか、①乃至⑤の各段階に分けたうえで、それぞれ、具体的な費目及び最終見積額に応じたおおよその割合的金額をご回答ください。

イ 注) ii 「サービス事業者の変更手数料の額は各サービス事業者の規定によります。」との注意書がありますが、当注意書がどのような場面でどのように適用されるのかをご回答ください。

(2) お問い合わせの理由

ア キャンセル料の定めと消費者契約法9条1号

利用者による開催日時の変更の場合の変更料を定める本条項は、開催日時を変更するにあたり、当初日時がキャンセルしたものとされ、そのキャンセル料を定めたものと評価できます。なぜなら、貴社と利用者との間の挙式披露宴契約は、その開催日時が重要な要素となるものですから、日時が変更された場合、当初の契約と別の契約が締結されたと解さざるを得ないからです。

そうすると、当該変更料を定めた同条項は、消費者契約法9条1号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項」にあたりますので、解除の事由、時期等の区分に応じ貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えて消費者に変更料を負担させることになる部分は無効となります。

イ 変更手数料について

まず、開催日時の変更は、契約自体をキャンセルする場合と異なり、商品やサービスの流用が比較的容易でしょうから、予約確定日から90日前までの変更については、実損害が殆ど生じていないケースも多いものと思われます。

また、開催89日前からの変更についても、最終見積額の40ないし60%もの損害が生じるとは思われません。

以上の理由で、上記「2. (1). ア」のご回答を求める次第です。

ウ 注意書について

当注意書にもとづき、利用者がサービス事業者に対しても変更手数料を支払わなくてはならないとすると、本条第4項にもとづいて貴社に対して支払うべきとされる変更手数料と併せて、利用者が二重の負担を強いられる結果となり、著しく不合理であることは明白です。

以上より、上記「2. (1). イ」のご回答を求める次第です。

3 第9条【利用料金の延着及び不足】について

- 1 正当な事由なく本件契約で定める期限内に料金の支払がないもしくは不足額が存する場合、乙は、甲に通知のうえ、甲の挙式披露宴開催のために確保した各サービス及び会場を、その利用を希望する他の者に提供することができるものとしてします。なお、これに伴う甲の挙式披露宴の会場・開催日時・サービス内容の変更により甲及び甲の関係者に生じた損害については甲の負担とします。
- 2 挙式披露宴開催日の3日前までに、甲から料金若しくはその不足額のお支払いがない場合は挙式披露宴開催日前々日に甲の両名から解約の申し入れがあったものとみなします。

(1) 申入れの趣旨

民法541条に沿った形に改定してください。

(2) 申入れの理由

ア 民法541条によれば、履行遅滞を理由に契約を解除する場合、「相手方が相当の期間を定めてその履行の催告を」した上で、「その期間内に履行がない」とときにはじめて契約の解除をすることができます。

イ しかしながら、本条第1項は、利用者に履行遅滞の事実があった場合に、貴社において利用者に対する通知をしさえすれば、貴社が利用者に対して提供すべきであった商品及びサービスを他の者に対して提供でき、その上、損害賠償請求できるとするものですから、実質的には、履行遅滞の事実と通知のみを要件として解除を認めたものといえます。

このことにより、利用者は、催告による相当期間内の履行機会を一方的に奪われてしまう結果となります。利用者にとって、挙式や披露宴は、多くの身内や友人を招いて行う盛大な催しであり、支払期日が到来する段階では、既に身内や友人に招待状を送っていますので、利用者が支払期日を失念していた場合に、催告による履行の機会を与えられることなく契約が解除されてしまいますと、利用者は回復不可能かつ甚大な不利益を被ってしまいます。

そうだとすれば、挙式披露宴という重要な催しについて、民法541条の原則に反して無催告解除を認める本条第1項は、利用者の義務を加重し、信義誠実の原則に反して同人の利益を一端的に害するものといえますから、消費者契約法10条に違反し無効です。それゆえ、本条第1項を、民法541条に沿った形への

改定を求める次第です。

また、本条第2項も、催告はおろか、何らの通知なき解約を認めるものですから、同項も、利用者の義務を加重し、信義誠実の原則に反して同人の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条の違反し無効です。それゆえ、本条第2項も、民法541条に沿った形への改定を求める次第です。

4 第12条【完全履行とみなす場合】について

次の各号の一に該当する場合には、乙の義務は完全に履行されたものとみなし、甲は料金全額の支払義務を負い、減額請求等を行うことはできません。

① 略

②乙の責めに帰すべき事由なく挙式披露宴の開始時間が遅延し、「進行表」に定められたサービス及び提供される飲食物の一部または全部が変更あるいは省略されたとき

③ 略

(1) 申入れの趣旨

同条②号の「乙の責めに帰すべき事由なく」との文言を、「甲の責めに帰すべき事由により」との文言に変更するか、同号を削除してください。

(2) 申入れの理由

ア 民法536条1項によれば、「当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない」とされています。

そうとすれば、「乙の責め」にも「甲の責め」にも帰すべき事由がないのに、貴社がサービス提供債務を履行することができなくなったときは、債務者である貴社は、反対給付を受ける権利、すなわち利用者から代金の支払を受ける権利を失うこととなります（危険負担における債務者主義の原則）。

イ しかるに、本条②号は、「乙（貴社）の責めに帰すべき事由なく」貴社が債務を履行することができない場合に、甲（利用者）の代金支払義務が残存すると定めるものですから、民法536条1項の原則を覆し、同人の義務を加重し、信義誠実の原則に反して同人の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条の違反し無効です。それゆえ、本条②号を削除するか、もしくは利用者の債務不履行による場合を擬律する旨明確に定めることを求める次第です。

5 第13条【不可抗力】について

1 甲及び乙は、以下に定める不可抗力その他甲乙の責めに帰すべからざる事由により、挙式披露宴の安全かつ円滑な実施が不能となったときは、その責めを負わないものとします。

①ないし⑦ 略

⑧ストライキ及び労働争議

⑨官公署による命令

⑩サービス事業者の事業縮小・廃止に伴う会場の閉鎖

⑪ 略

2 略

(1) 申入れの趣旨

本条第1項⑧ないし⑩号を削除するか、乙の責めによらないものであることを併記してください。

(2) 申入れの理由

⑧ないし⑩の事由は、真に「不可抗力」といえるのか、疑問なしとしない事由です。

そうとすれば、同各事由は、消費者契約法3条1項が要求する文言の明確性・平易性を欠くものといわざるを得ず、消費者をして誤解せしめる恐れのある文言といえます。ゆえに、本条⑧号ないし⑩号につき、乙の責めによらないものであることを併記するか、もしくは削除を求める次第です。

6 第14条【中途解約】について

- 1 甲の両名が所定の婚礼解約申出書に署名・捺印することにより解約が成立します。但し、料金の支払いによるみなし解約の場合を除きます。
- 2 乙はその解約に要するキャンセル料の額を甲に通知します。甲は、通知を受けた日から7日以内に、乙に対し連帯してその通知したキャンセル料を支払うものとします。但し、支払方法は乙が本件契約で指定した口座に振り込む方法により行うものとし、支払に要する手数料は甲の負担とします。
- 3 略

(1) お問い合わせの趣旨

- ア 本条第1項に定める「所定の婚礼解約申出書」の入手方法と内容をご回答ください。
- イ 本条第2項に定める「キャンセル料」の算定根拠及び具体的場合における具体的金額をご回答ください。

(2) お問い合わせの理由

- ア 本条第1項は、解除の方法を限定するものでありますから、「所定の婚礼解約申出書」の入手方法などによっては、利用者にとって相当程度の不利益を課す結果となります。

以上より、上記「6. (1). ア」記載のご回答を求める次第です。

- イ 本条第2項によれば、中途解約がなされた場合、貴社が恣意的にキャンセル料を定めたとえ、その金額を利用者に通知することで、同人において当通知から7日以内に同金員を貴社に対して支払う義務が生じるものと解されます。

しかしながら、民法の規定によれば、債務不履行や不法行為の場合における損害賠償の金額は、債権者の一方が恣意的に定められるものではなく、立証された損害額についての損害賠償が認められるのが原則です。かかる原則からすると、本条2項の規定は、利用者の義務を著しく加重するものである疑いが強いものですから、本条第2項に定める「キャンセル料」の算定根拠及び具体的場合における具体的金額について、上記「6. (1). イ」記載のご回答を求める次第です。

7 第15条【オプションサービスの中途解約】について

- 1 甲は、利用申込みをしたオプションサービスを甲の都合で解約するときは、各サービス事業者が定めるキャンセル料を支払うものとします。
- 2 略
- 3 オプションサービスの解約の撤回はできません。キャンセルされたオプションサービスを再度利用する場合には新たな申込みが必要となります。

(1) お問い合わせの趣旨

- ア 本条第1項の「各サービス事業者が定めるキャンセル料」につき、予め利用者に同料金が記載された規約等を閲覧させ、もしくは交付しているか否かをご回答ください。
- イ 本条第3項にもとづき、新たな申込みを行った場合において、一律にキャンセル料が発生するか否かをご回答ください。

(2) お問い合わせの理由

- ア 本条第1項によれば、利用者は、オプションサービス解約に伴い所定のキャンセル料を支払わなければならないとされていますが、当キャンセル料の金額次第では、利用者にとって不測の損害が発生する恐れがあります。

以上より、上記「7. (1). ア」記載のご回答を求める次第です。

- イ 本条第3項のように、一律に再度の申込みが必要とされる場合であっても、例えば、ビデオ撮影をオプションサービスとして申込みした後、不要であると思いキャンセルしたものの、ほどなく、やはり必要だと思い直して新たに申込みをした場合、通常であればキャンセル料は不要なはずです。

しかしながら、本条第3項によれば、キャンセルから再申込みまでの期間の長短を問わず、同1項にもとづき一律にキャンセル料が必要であるかのように読めますので、上記「7. (1). イ」記載のご回答を求める次第です。

8 第16条【契約の解除】について

- 1 略
- 2 乙は、甲が次の各号の一に該当する場合は、甲に対して催告することなく本契約及びその他挙式披露宴に関わる契約を解除することができるものとします。
 - ①契約書及び申込書等の記載事項につき虚偽の記載等が認められる場合
 - ② 略
 - ③ 略
 - ④挙式披露宴において違法行為や危険行為（未成年者による飲酒，騒乱，過度なパフォーマンス等）を行う計画をしていることが明らかとなった場合
 - ⑤正当な理由なく，甲が契約書及び利用規約に違反したとき
 - ⑥乙と契約を締結する以前に，甲が乙以外の事業者と挙式披露宴に関する契約を締結（予約を含む）していたことがあるにもかかわらず，甲がその申告をせず，後日その事実が判明した場合
 - ⑦その他，乙が本契約の継続及び挙式披露宴開催が適当でないと認めた場合
- 3 略
- 4 乙が前2項の規定に基づき契約を解除したときは，本件契約第4条に定めるキャンセル料に相当する額の違約金を甲に請求できるものとします。

(1) 申入れの趣旨

本条第2項①号，④号ないし⑦号を削除し，4項については，貴社に生ずべき平均的損害の額を超えないよう見直しをしてください。

(2) 申入れの理由

ア 民法上，双務契約を解除するにあたっては，債務不履行の事実が必要とされるのが原則です（民法第2章第1節第3款参照）。

この点，貴社と利用者との間の契約を委任契約と解すれば，原則として当事者双方はいつでも解除することが可能ですが，本契約は，結婚という重要なイベントを行う利用者にとって，貴社の手段債務ではなく結果債務を求めるものといえますから，契約の解除の点については，本契約は請負の性質を有するものといえます。

そうとすれば，債務不履行以外の理由をもって解除を認める本条第2項の規定は，事業者を予定した第②号を除き，利用者の義務を加重し，信義誠実の原則に

反して同人の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条に違反し無効であると思われます。

また、実質的にみても、①号については、些細な虚偽記載であっても一切認められず、解除原因とされてしまうのは不合理ですし、④号については、再考を促せばそれで足りるものと思われますし、⑤号については、民法上、債務不履行解除にあたっては、相当の期間を定めた催告が必要であるのが原則（541条）であるところ、無催告解除を認める点、前述した結婚披露宴の重要性に鑑みれば、消費者契約法10条に違反すると思料されますし、⑥号については、同号記載の事実をもって、何故解除が認められるのか、趣旨が不明ですし、⑦号についても、貴社の恣意的な運用の危険を内包するものといえます。

イ 本条第4項については、契約書第4項で先に検討したとおり、消費者契約法9条1号の「平均的損害」を超えるキャンセル料の定めとして無効となる部分があることは明らかですので、是正を求める次第です。

9 第18条【損害賠償】について

乙は、乙もしくはサービス事業者がその責めに帰すべき事由により債務の履行ができなかったことによる甲の損害について、不履行となったサービス料金相当額を損害賠償の上限として甲乙協議の上決定した額を甲に対して支払います。

(1) 申入れの趣旨

本条に、次のとおり、ただし書きを付記してください。「ただし、乙もしくはサービス事業者の故意又は重過失によりその債務の履行ができなかった場合は、乙は甲に発生した損害に相当する額を全て支払うものとします。」

(2) 申入れの理由

本条は、軽過失に限定せずに、貴社らの債務不履行責任の一部を免除するものです。

しかしながら、消費者契約法8条1項2号により、事業者の故意又は重過失による債務不履行があった場合における損害賠償責任の一部免除を定める条項は無効とされます。ゆえに、ただし書きにより、本条が故意又は重過失による債務不履行があった場合には適用がない旨明確にすることを求める次第です。

10 第19条【秘密保持】について

甲は、本契約により知り得た乙の秘密を、営利・非営利、個人利用・法人利用、有償・無償等の別を問わず、利用すること、及び第三者へ提供することはできません。但し、本契約締結以前に既知となっていた事項については、この限りではありません。

(1) 申入れの趣旨

本状記載の「秘密」につき、対象となる事項をある程度具体的に特定していただくか、それができないのであれば、本条を削除してください。

(2) 申入れの理由

ア 本条における「秘密」の内容が明確でなく、例えば利用者が貴社のサービス等の実態を第三者に伝えたい場合などにも、「秘密」を暴露したものとして、貴社から責任を追及される恐れがあります。

そうとすれば、本条は、利用者に対して本来生じ得ない義務を加重するものといえます。

イ また、貴社としても、「秘密」の具体的内容を予め明記することは、本条をもって本条の趣旨を殺す結果となるでしょうから、できないはずです。

そこで、仮に「秘密」の対象となる事項をある程度具体的に特定の上、摘示できるのであれば格別、いたずらに利用者の義務を加重する条項は、公序良俗（民法90条）に違反し、消費者契約法10条に違反するものと思料されますから、削除を求める次第です。

11 第23条【合意管轄】について

本件契約に関して訴訟を提起する必要がある場合は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所にするものとします。

(1) 申入れの趣旨

本条を削除してください。

(2) 申入れの理由

本条は、貴社と利用者との契約に関する紛争につき、貴社の本店所在地を管轄する裁判所たる東京地方（簡易）裁判所を管轄裁判所とするものです。

しかしながら、貴社は、東京の他、大阪、名古屋、横浜等にも支店を有するため、利用者は日本全国にわたり存在する可能性があります。このような利用者らが、必ず東京で訴訟を行わなければならないとすると、貴社の得る利益に比して消費者の被る不利益は多大なものとなります。他方、貴社としては、主要都市に支店が存在すること、全国で紛争が起こり得ることも予めある程度は想定済みと推測されることなどから、消費者の被る不利益に比して、貴社が日本全国で訴訟を行わなければならない不利益は小さいものといえます。

したがって、本条が付加的合意を定めるにすぎないのであれば格別、専属管轄を定めるものであれば、利用者の利益を一方的に害し、消費者契約法10条に違反し無効であるといわざるをえません。

以上